

務 第 1098号
平成16年12月13日

各 所 属 長 殿

岐阜県警察本部長

警察力強化のための警察署等再編整備構想の策定について

みだしのことについては、別添のとおり策定したので、その推進に遺漏のないよう期されたい。

なお、「『警察力強化のための警察署等再編整備構想』の概要」を参考までに添付する。

警察力強化のための警察署等再編整備構想

～ 安全で安心して暮らせる岐阜県づくりのために ～



平成16年12月

岐阜県警察本部

目 次

第1	再編整備の趣旨	1
第2	再編整備の背景	2
1	治安情勢の悪化	2
(1)	事件事故等の急増	2
(2)	犯罪の質的变化	4
2	新たな治安課題の出現	4
第3	県警察の対応	5
1	警察官の増員	5
2	業務の見直し、合理化	6
3	今後の取組み	6
第4	警察署、交番・駐在所再編整備の必要性	6
1	警察署	7
(1)	都市部警察署での業務負担の増大	7
(2)	小規模警察署の脆弱性	9
(3)	市町村合併に伴う警察署の配置、管轄区域及び配置人員の見直し	10
2	交番・駐在所	10
(1)	パトロール強化と「空き交番」の解消	10
(2)	交番・駐在所間の業務負担の格差	11
(3)	学区とのねじれ	11
第5	再編整備の基本的な考え方	12
1	基本方針	12
2	基本的方向	12
(1)	警察力を強化するための警察署の再編整備	12
(2)	地域住民の安全・安心の確保に向けた交番・駐在所の再編整備	14
3	配意事項	15
第6	再編整備による効果	15
1	治安基盤の強化	15
2	小規模警察署の規模拡大による充実強化	15
3	「空き交番」の解消、パトロール活動の強化	16
4	地域住民や市町村との連携の強化と協働の充実	16
第7	再編整備の具体的構想	16
1	警察署の再編整備	16
(1)	警察署の統合	16
(2)	警察署管轄区域の見直し	19
2	交番・駐在所の再編整備	19
別添	【警察署設置等に関する根拠規定】	21

第1 再編整備の趣旨

県下における治安情勢は、犯罪の急増、悪質・巧妙化、広域・スピード化、国際化等が進み、最近では、路上強盗、ひったくり犯罪等住民が身近に不安を感じる犯罪が多発するとともに、来日外国人不良グループ等による組織的な犯罪も増加するなど、深刻な状況となっています。

警察では、治安を回復するため、治安情勢に対応した警察活動の展開、県民との協働を推進するほか、警察官の増員等の人的基盤の強化、業務の見直しや合理化等により警察力の強化を図ってきており、昨年は犯罪の増加傾向に一定の歯止めをかけました。

しかしながら、犯罪の発生件数は依然高水準であり、県民が安全・安心な暮らしを実感できるようにするためには、警察力の一層の強化が不可欠であります。

そのためには、更なる警察官の増員等の人的基盤の強化、業務の合理化等に加え、限られた人員体制を最大限効果的に活用できるよう、治安拠点である警察署について、現在の社会経済情勢や治安情勢に対応した配置や管轄区域にするなどの再編整備を行う必要があると考えています。

現行の警察法が施行されてから半世紀が経ちますが、その間、当県は、都市化・国際化の進展、道路交通網の整備、更にはIT（情報通信技術）の高度な発展等、社会経済情勢は大きく変容してきており、犯罪情勢については、既述のとおり悪化し、変化してきています。にもかかわらず、警察署の配置や管轄区域については、基本的には変更はなく、このため、都市部の警察署の負担増大、小規模警察署の脆弱性等が問題となってきており、対応が求められています。

また、現在、県内の多くの市町村において進められている合併により、警察署の管轄区域と行政区域との不一致が既に生じております。住民に密着した警察活動、市町村との連携強化等を行うには、行政区域との不一致が生じないようにする必要があります。

さらに、交番・駐在所についても、地域の警察事象に応じ、また、「パトロール活動の強化」、「空き交番の解消」という県民要望に応えるため、その配置について見直す必要があります。

以上のことから、岐阜県警察では、警察署、交番・駐在所の再編整備を県民から広く意見を聞きながら計画的に進めていくこととし、平成16年7月16日には、警察本部長の諮問機関である、県内有識者5人の委員からなる「警察

署等のあり方を考える懇談会」を設置し、警察力を強化するための警察署等の在り方について、市民の目線を検討の原点に据えた議論と研究を重ねていただき、4回にわたる同懇談会での御検討により、平成16年9月21日に、

■ 警察力を強化するための警察署の再編整備

■ 地域住民の安全・安心の確保に向けた交番・駐在所の再編整備

を主な柱とする「警察力強化のための警察署等のあり方について」の答申がなされました。

岐阜県警察では、この「警察署等のあり方を考える懇談会」による答申内容を尊重し「警察力強化のための警察署等再編整備基本構想」(案)を策定するとともに、これを公表し、県民の皆様からの御意見等を踏まえ、この「警察力強化のための警察署等再編整備構想」を策定したものであります。

今後、県民や自治体等の御理解と御協力を得ながら、本再編整備構想に基づき、計画的な警察署等の再編整備を推進し、「日本一安全で安心して暮らせる岐阜県」の実現を目指します。

第2 再編整備の背景

1 治安情勢の悪化

(1) 事件事故等の急増

当県における警察事象は、10年前の平成6年と比較して、

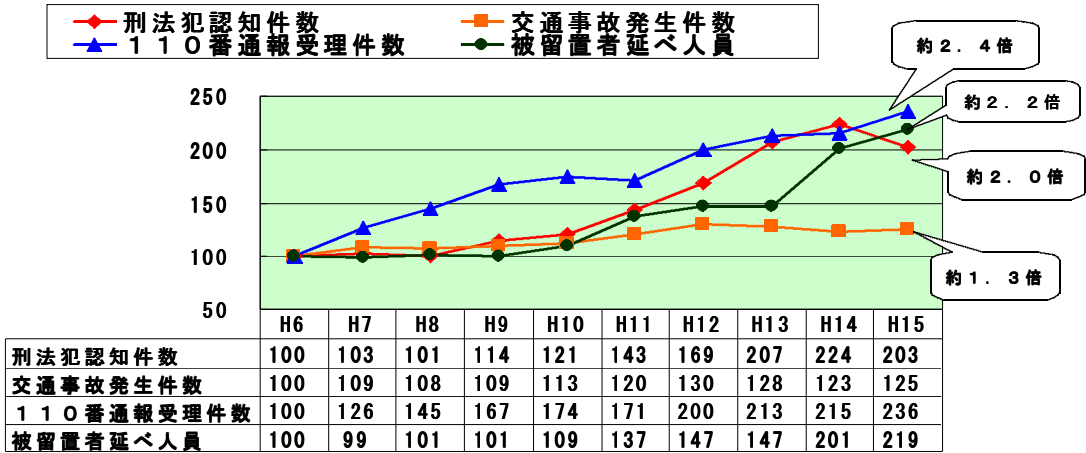
- | | |
|---------------|-------|
| ◆ 刑法犯認知件数 | 約2.0倍 |
| ◆ 交通事故発生件数 | 約1.3倍 |
| ◆ 110番通報受理件数 | 約2.4倍 |
| ◆ 被留置者延べ人員 | 約2.2倍 |
| ◆ 来日外国人犯罪検挙人員 | 約3.9倍 |

となるなど増加の一途をたどっています。

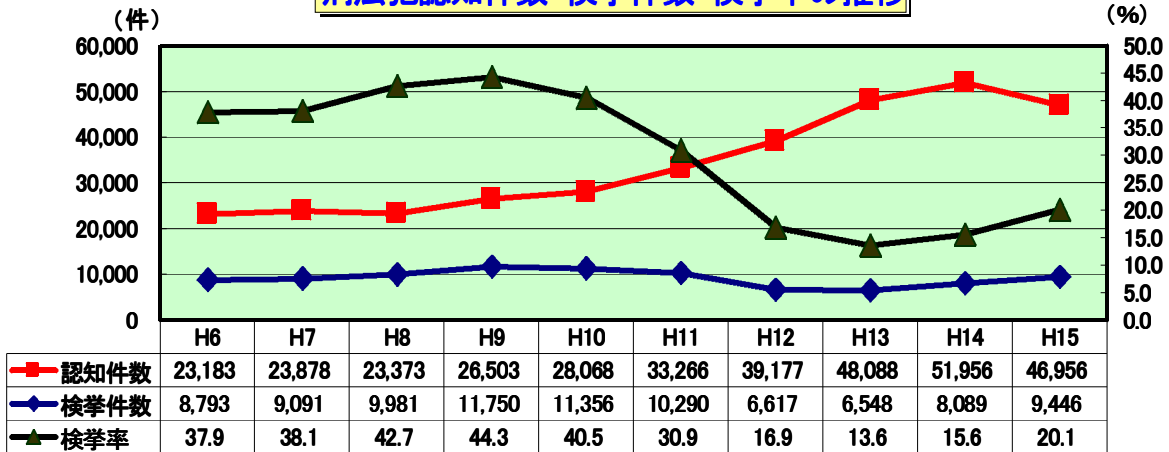
刑法犯認知件数については、平成14年まで6年連続で過去最高を更新し、50,000件を突破しましたが、昨年は、街頭犯罪対策の強化や警察官の増員等の効果により5,000件の減少をみており、増加傾向に歯止めをかけることができました。

しかし、犯罪の発生件数は依然として高水準であり、また、殺人、強盗等の重要犯罪、少年による凶悪事犯、国際犯罪組織による窃盗事犯等が増加するなど、県内の治安情勢は依然厳しく、犯罪の発生に検挙が追いつかない状況となっています。

岐阜県における警察事象の推移（指数比較）

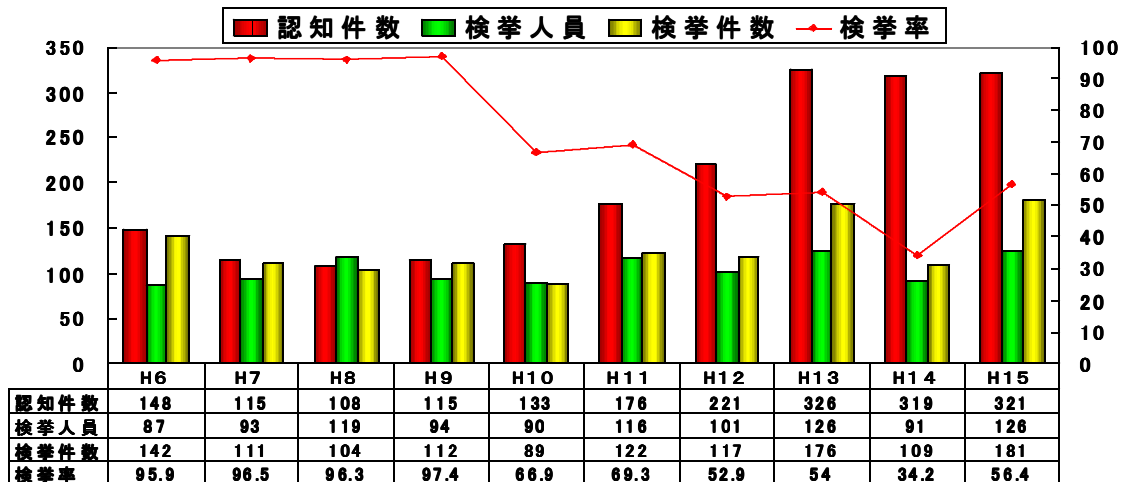


刑法犯認知件数・検挙件数・検挙率の推移



重要犯罪の認知・検挙状況

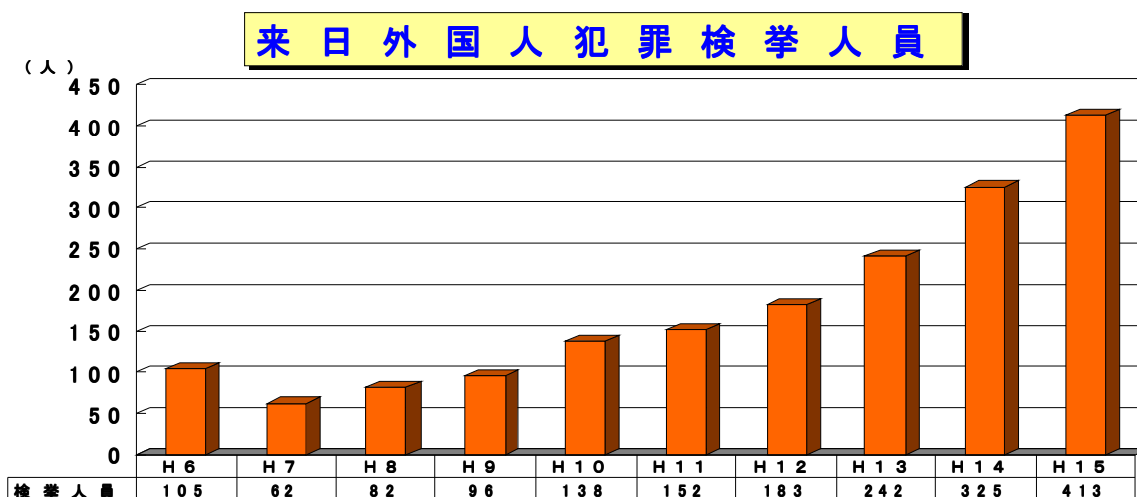
（重要犯罪＝殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつ）



(2) 犯罪の質的变化

警察事象は、量的増加に加え、犯罪の複雑化、広域化等により著しい質的变化がみられその対応が難しくなっています。具体例を挙げれば、首都圏の外国人犯罪グループが県内に入り込み、組織的に窃盗事件を敢行し、直ぐさま県外に逃走するヒットアンドアウェイ型の犯罪傾向が強く、広域・スピード化に加え、犯罪の組織化、国際化が顕著となっています。また、一般住宅に上がり込み家人を縛り上げて金品を強奪する強盗事件等、犯罪の凶悪化も著しくなっており、さらに、ピッキングによる侵入盗等犯罪手口の悪質・巧妙化も進んでいます。

特に、当県は、中京、関東及び関西の三大市場を繋ぐ回廊としての交通の要衝に位置し、高速道路交通網等が整備され、利便性の高い環境にあることから、犯罪者の流入・逃走が容易で、不良来日外国人による犯罪が急増しています。

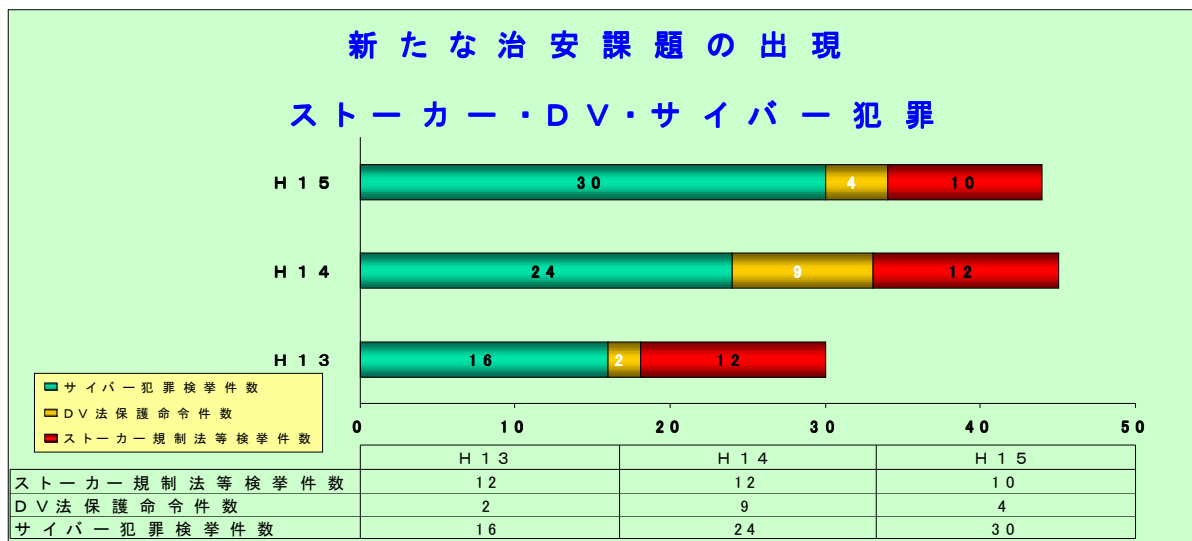


2 新たな治安課題の出現

犯罪者グループの組織化はもとより、社会情勢や環境の変化に伴い、ITを悪用したサイバー犯罪等新たな治安課題が出現しています。また、世相を反映して、ストーカー行為、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、少年らによる集団暴行事件など県民の身近な生活空間において特異又は凶悪な犯罪が発生しており、県民の意識調査でも、8人に1人が過去1年の間に何らかの犯罪に遭遇又は危険を感じたと回答するなど、治安に対する不安感が増大しています。

こうした状況の中で、パトロールの強化、犯罪被害者対策の拡充、警察安

全相談・苦情への的確な対応など、県民の身近な要望にこたえる警察活動の推進が強く求められています。



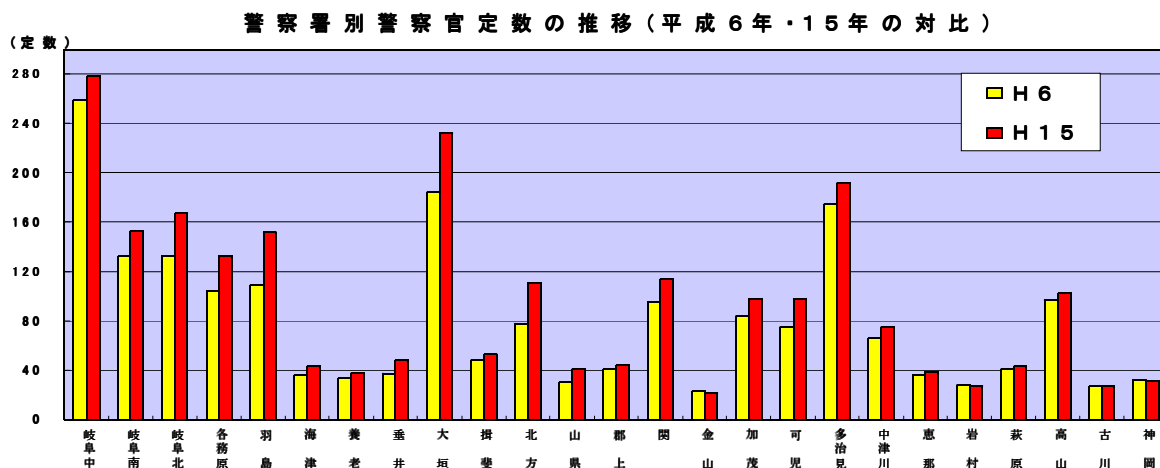
(注) ストーカー規制法等とは、ストーカー規制法に定める違法行為の他、ストーカー行為に関連して行われる暴行・脅迫罪、住居侵入罪等を含む。

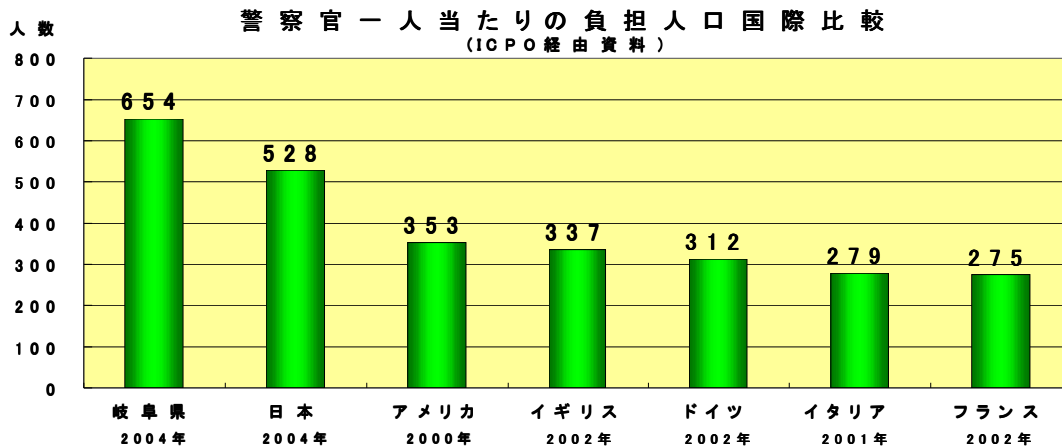
第3 県警察の対応

警察では、治安の回復に向け、治安情勢に対応した警察活動の展開、地域住民やボランティア団体との協働活動の積極的な推進を図るほか、警察力を強化するため、以下の対策に取り組んでいます。

1 警察官の増員

当県では、治安情勢の悪化に伴い増加する警察業務に対応するため、平成13年度以降315人の警察官が増員されています。しかし、警察官一人当たりの負担人口(注)は654人(全国第11位)と、全国平均の528人を大きく上回っており、過重な負担は解消されていません。





(注) 負担人口：人口（平成15年3月31日現在の住民基本台帳人口）を地方警察官の政令定員（平成16年4月1日現在）で除したものの。

2 業務の見直し、合理化

限られた人員体制の効果的な運用を図るため、現場強化を主眼に警察本部の管理・デスク部門等を削減して警察署等の実働部門等に再配置し、代替可能なポストは警察官から一般職員に振り替えた他、非常勤の交番相談員、警察安全相談員の増強配置等実質的な体制の強化を図り、また、防犯パトロールの警備業委託等業務のアウトソーシングを行うなど、徹底した業務の見直し、合理化を推進してきました。

3 今後の取組み

県下の治安情勢は依然として深刻な状況にあり、県民が安全・安心を実感できるようにするためには、警察力の一層の強化が不可欠であり、そのためには、更なる警察官の増員や業務の見直し、合理化に加え、限られた人員を最大限効果的に活用できるよう、治安拠点である警察署、交番・駐在所について、現在の社会経済情勢や治安情勢に対応した配置や管轄区域にする等の再編整備を行う必要があります。

第4 警察署、交番・駐在所再編整備の必要性

近年、都市部への人口集中に伴い、犯罪や交通事故も都市部やその周辺地域で多発する傾向にあります。

また、幹線道路の整備、高速道路の延伸や通信指令機器の高度化、警らパト

の増強配置等により、事件事故発生時の現場対応が円滑になっているほか、自動車保有台数の増加、携帯電話等通信手段の普及などにより、県民が警察にアクセスするための手段も大きく変化しております。

警察署、交番・駐在所は、設置当時の環境と大きく異なっており、特に警察署については、現行警察法が施行された昭和29年以来、50年間にわたり基本的に見直しが行われてこなかっただけに、治安情勢の変化に適応しにくい面が生じてきており、県警察組織全体の機能強化を図るため、その再編整備が緊急の課題となっております。

1 警察署

(1) 都市部警察署での業務負担の増大

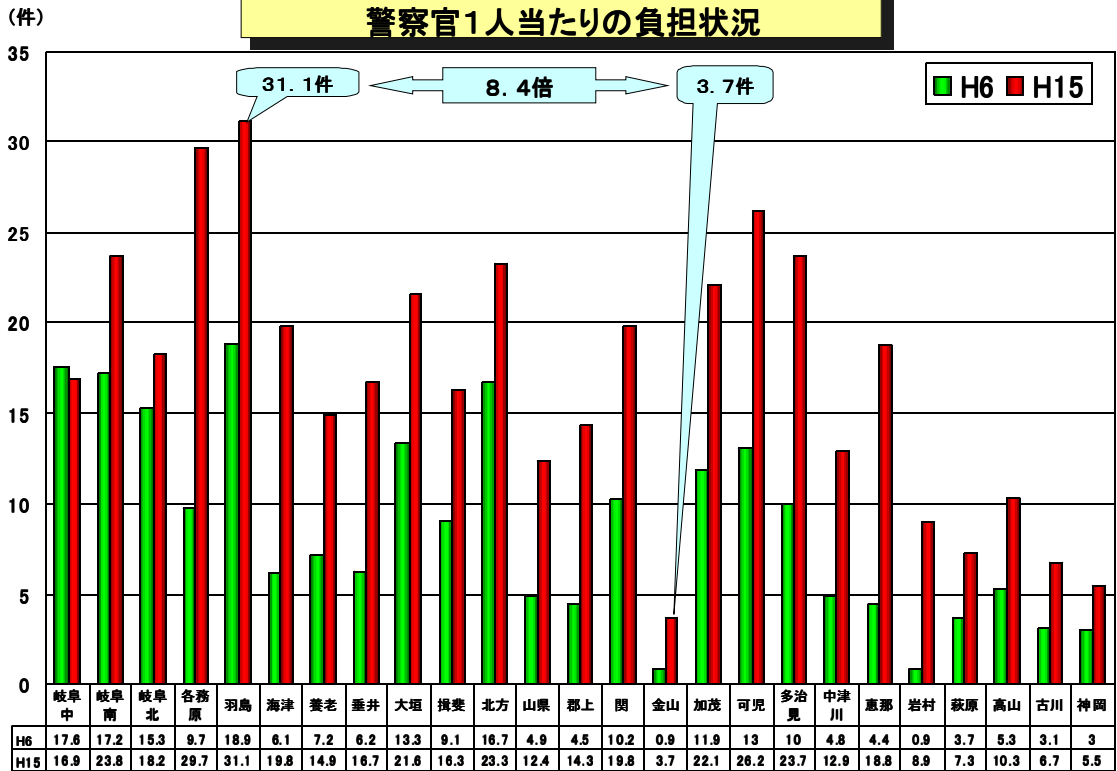
岐阜市、大垣市、多治見市等の都市部を中心に警察業務が著しく増大しています。

このため、これら都市部に警察官を増強配置することが必要ですが、警察官の大幅な増員が容易でないことなどから、十分な対応ができていないのが現状です。

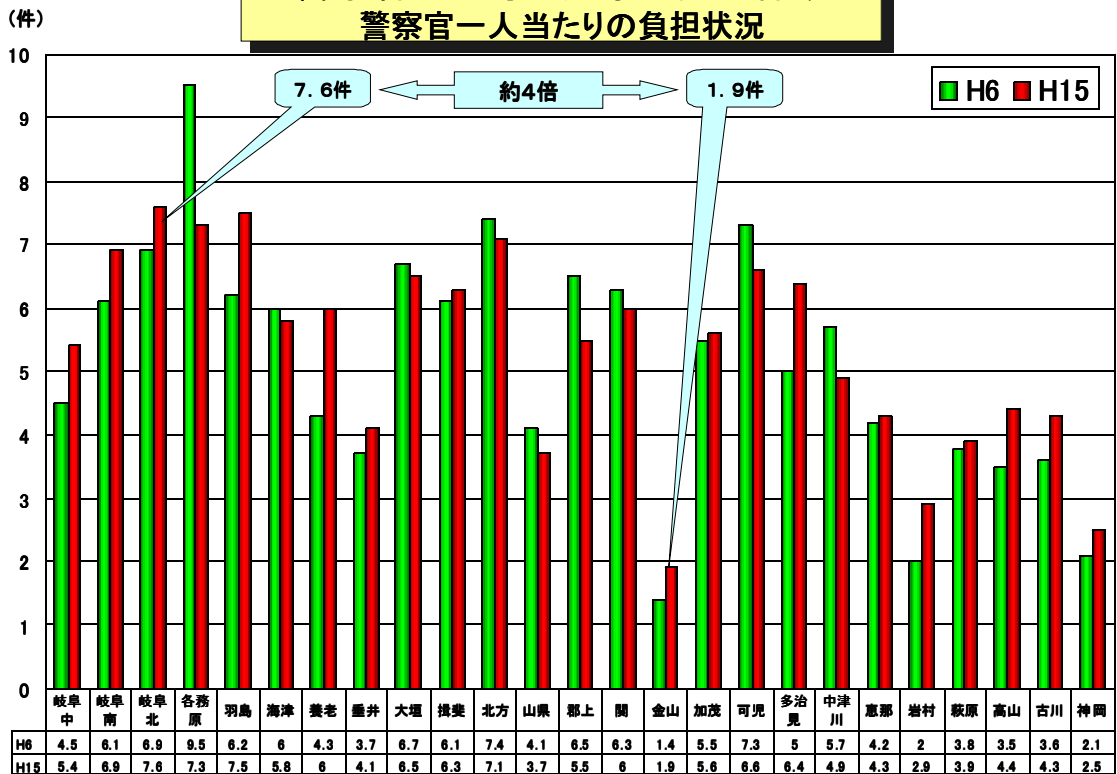
一方、都市部以外における一定規模以下の小規模警察署では、都市部警察署と比べて業務負担が低く、両者の業務に大きなアンバランスが生じています。

したがって、限られた人員で、悪化する都市部の治安情勢に迅速・的確に対応するためには、警察署の再編整備により、治安情勢の厳しい都市部の警察署に警察官を重点的に再配置して警察力の強化を図る必要があります。

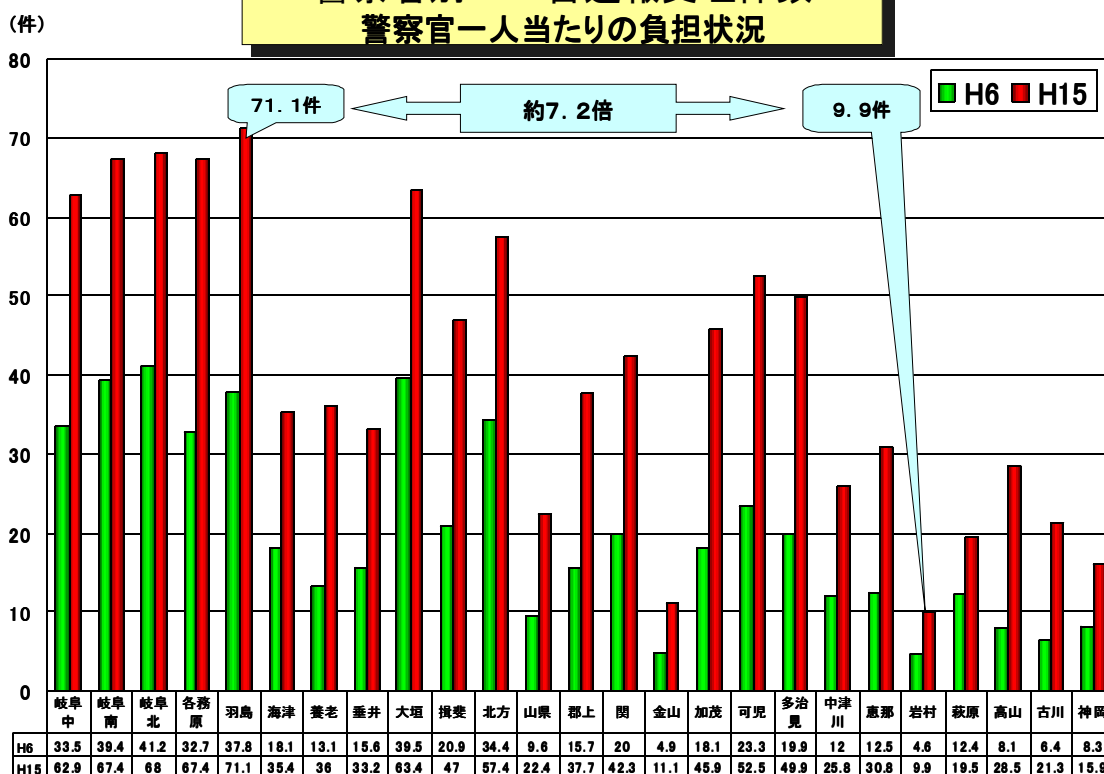
警察署別刑法犯認知件数
警察官1人当たりの負担状況



警察署別人身交通事故発生件数
警察官1人当たりの負担状況



警察署別110番通報受理件数
警察官一人当たりの負担状況



(2) 小規模警察署の脆弱性

第一線で治安の維持に当たっている当県の警察署は、広大な県土で山岳部が多い地理的要因等から、中小規模警察署が多く、昨今の治安情勢下では非効率的な面が見られ、県警察全体の組織運営に影響を及ぼしているのが現状です。

一警察署当たりの管内人口は、全国平均が約10万人であるのに対し、当県は約8万4千人と少なく、また、管内人口5万人以下の警察署は全体の44%に当たる11警察署にも上り、管内人口に限れば、都市部の交番・駐在所と変わらない1万人未満の小規模警察署もあります。

小規模警察署は業務量に関係なく管理部門等に最低限の人員を配置する必要があり、規模に見合った実績を考えた場合、非効率的な組織となりやすいばかりでなく、捜査体制や夜間体制も脆弱となります。このため、事件捜査で最も重要である初動捜査を始め、広域化・組織化する犯罪や夜間に多発する傾向を示す犯罪への捜査活動にも支障を来す現状にあります。

また、警察署の体制が不十分なため、交番勤務員が捜査活動に専属的に従事したり、被疑者の護送用務に頻繁に従事するなどの傾向が強く、いわ

ゆる「空き交番」となる要因のひとつになっています。

現在の小規模警察署の配置及び体制では、量的、質的に変化している警察事象に対する的確な対応が困難な状況にあり、小規模警察署の隣接警察署との統合による捜査体制、夜間体制の強化等警察署機能の強化が課題となっています。

【県下の警察署配置数】

- ◎ 警察署 ～ 県下25警察署
 - 勤務する警察官数が150人以上の大規模警察署 6署
 - 勤務する警察官数が40人以上150人未満の中規模警察署 13署
 - 勤務する警察官数が40人未満の小規模警察署 6署

(3) 市町村合併に伴う警察署の配置、管轄区域及び配置人員の見直し

警察署の管轄区域については、住民との協働による地域における防犯活動、少年非行防止活動、交通安全運動等の警察活動をより効果的に推進するため、警察業務が特に多い都市部を除き、市町村等の行政区域を基本とした、一体性のある地域を一警察署で管轄する必要があります。

しかし、現在、県内の多くの市町村において進められている市町村合併により、現行警察署の管轄区域が新しい行政区域と一致しないケースが生じております。このため、こうした不一致を解消できるよう管轄区域を見直すほか、その見直しに伴い、警察業務量が減少する警察署については、他警察署の業務負担との均衡、効率運用面等から隣接警察署との統合も検討する必要があります。

2 交番・駐在所

(1) パトロール強化と「空き交番」の解消

警察業務が増大し、治安に対する不安感が増大する中、地域住民から「パトロール活動を強化して欲しい。」「いつでも交番にいて欲しい。」という二律背反する要望が高まっています。

事件事故の増加に伴い、交番・駐在所の警察官が捜査用務、護送用務等にも従事するため、交番・駐在所を不在とすることが多くなり、それが、いわゆる「空き交番」の大きな要因の一つにもなっています。

また、「空き交番」になりやすい勤務員6人未満の交番（6人未満の交番は、一当務平均の勤務員数が2人未満となるため、1人がパトロール等に従事すれば「空き交番」となります。）が、県下の交番の6割強を占めており、全国平均の4割弱（全交番に占める、勤務員6人未満の交番の全国比率）と比較し、高い比率となっているなど「空き交番」の解消は大きな課題となっています。

【県下の交番・駐在所の設置数】

- ◎ 交 番 ~ 1 1 1 箇所
- ◎ 署所在地交番 ~ 2 0 箇所(警察署の施設内に設置している交番)
- ◎ 駐在所 ~ 1 2 6 箇所

【勤務員数別交番配置状況】

- ◎ 勤務員6人以上の交番 4 4 交番(39.6%)
- ◎ 勤務員6人未満の交番 6 7 交番(60.4%)
- ※ 署所在地交番（20交番）を除く
- ※ 全交番に占める、勤務員6人未満の交番の全国比率 37.8%

(2) 交番・駐在所間の業務負担の格差

都市部への人口集中傾向などから、犯罪や交通事故の発生も都市部に偏り、交番・駐在所の業務負担、住民サービス機能に大きな格差が生じています。

交番勤務員一人当たりの負担世帯数を比較しても、最大は都市部の交番で1,803世帯、最小は都市部以外の山間部の交番で109世帯、県下全体の平均が935世帯であり業務格差が顕著であることから、できる限りその是正を行うよう、交番・駐在所の配置見直しなどの再編整備を実施する必要があります。

(3) 学校区とのねじれ

地域と連携した交番・駐在所の活動を確保するためには、地域の活動単位である自治会や学校区と交番・駐在所の管轄が一致していることが望ま

しいものの、現実には、交番・駐在所の管轄は、学校区、特に中学校区との不一致が目立っています。このため、学校区を主体として活動する地域の防犯活動等との齟齬が懸念されるなど、交番・駐在所の管轄区域が、地域の活動単位である自治会や学校区を分断しないよう再編整備する必要があります。

第5 再編整備の基本的な考え方

1 基本方針

警察署、交番・駐在所の再編整備に当たっては、「良好な治安」の確保が警察における最も重要な責務であることを念頭に、社会環境や治安情勢の変化に対応し、「安全で安心して暮らせる岐阜県」の実現に向けた治安基盤の確立を基本方針とします。

2 基本的方向

(1) 警察力を強化するための警察署の再編整備

ア 犯罪多発地域警察署の機能強化

著しく悪化する治安情勢に応じた、一層効果的な警察活動を実現するために、警察署の再編整備等により捻出される人員を、犯罪が多発し、警察官一人当たりの業務負担が過重となっている都市部警察署の事件事故捜査体制や交番体制の充実のために重点的に再配置し、警察署の機能強化を図ります。

イ 小規模警察署の統合により効果的に機能する体制の確保

警察署には、現在の治安情勢に的確に対応できる捜査体制や夜間体制が確保できる一定人員以上の警察官が配置されている必要があります。

このため、捜査体制や夜間体制が脆弱となっている一定人員以下の小規模警察署（注1）を隣接警察署と統合し、警察官の弾力的・機動的運用を図り、効果的に機能する警察署体制を確保します。（注2）

これにより、県警察全体の機能強化を図り、犯罪多発地域だけでなく、山間地域の方々の治安維持に関するニーズにも対応したパトロール体制や捜査体制を強化します。

（注1）警察署として最低限必要な警察官数は概ね40人以上

(注2) 平成16年4月1日現在の定数で、警察官が40人に満たない警察署は、養老、金山、恵那、岩村、古川、神岡の6警察署

【警察署に警察官40人以上が必要な理由】

警察署機能を24時間維持するためには、交替制勤務の地域警察官以外の生活安全、刑事、交通等を担当する警察官が必要であり、これら専務警察官による当直体制も確保しなければなりません。

警察署 = 総合警察機能（生活安全、刑事、交通等）



夜間、休日に発生する事件事故への対応



当直勤務員（生活安全、刑事、交通等）

※ 警察署機能を維持する当直勤務員は、最低3人必要

※ 当直班は、勤務環境・勤務条件から7班必要

※ 地域警察官と専務警察官等の人員比率は、47：53（県下平均）

専務警察官等： 3人 × 7班 + 2人（署長、次長） = 23人

地域警察官： 23人（専務警察官等） × (47/53) = 約20人

専務警察官等 + 地域警察官 = 約43人

ウ 行政区域と警察署の管轄区域の整合

警察署の管轄区域は、警察署が業務を効果的に行うことができるよう、人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参しゃくして定めることとされており、中でも市町村の区域を基本として警察署の管轄区域が定められています。

現在、県内の多くの市町村において合併に向けた取組みが進められていることから、真に充実した地域住民との協働活動を実現するため、新たな行政区域を基本とし、広域圏域や日常生活圏を考慮しながら一体性のある地域を一警察署（警察事象、事案量が膨大な都市部については複数の警察署）が管轄するよう警察署の配置及び管轄区域を見直します。

エ その他

上記のほか、犯罪情勢、交通環境、人口動態その他の社会情勢の変化等を勘案し、警察力の強化に向けた再編整備の検討を行うこととします。

(2) 地域住民の安全・安心の確保に向けた交番・駐在所の再編整備

ア 警察事象に応じた再編整備

交番・駐在所におけるパトロール活動の強化や地域に密着したきめ細かな活動を確保するため、犯罪発生状況、管内の面積、人口、世帯、近隣の交番・駐在所との距離等や行政区域、小学校区及び中学校区等の地域活動単位を勘案した再編整備を行い、限られた警察官を効果的に配置します。

また、これに併せて、警察官一人当たりの業務負担格差を是正するため、交番・駐在所の管轄区域の見直しを行います。

なお、交番・駐在所には、地域における生活安全センターとしての機能が求められていることから、「ふれあいコミュニティールーム」等の相談や話し合いができるスペースの確保など地域住民が生活安全拠点として利用しやすい施設環境の整備に努めます。

イ 「空き交番」の解消

「空き交番」を極力解消するため、上記「警察事象に応じた再編整備」等により捻出した人員を6人未満勤務の「空き交番になりやすい交番」に再配置するとともに、警察職員OBによる交番相談員の増強配置を行います。

また、小規模警察署の再編整備により警察署機能を充実強化させ、「空き交番」の要因の一つである交番勤務員の護送用務等の交番用務以外の業務への転用を抑制するとともに、もう一つの強い住民要望である「パトロールの強化」を図ります。

ウ 駐在所の再評価

駐在所は、原則1人の警察官が家族とともに居住し、地域にとけ込んだ活動を行うことで地域における良好な治安を維持しているものであり、その存在は、警察官の居住による地域住民への安心感の付与と責任の所在の明確さなどとともに、より地域に密着した活動から地域住民の安全

・安心のよりどころとなっております。

こうした駐在所機能を再評価し、地域の現状・情勢に応じて、交番から駐在所への転換も検討します。

3 配意事項

警察署、交番・駐在所の再編整備は、県警察全体の効率化を推進し、組織の機能強化を図り、県下全体の治安レベルを向上させることを目的に実施するものです。

従って、警察署、交番・駐在所を統合する場合には、治安レベルの向上のため、拠点となる幹部交番を設置したり、パトロール体制を強化するなどの必要な対策を講じ、県民の安全と安心の確保や利便性の維持向上に十分配慮します。

また、警察署、交番・駐在所は、安全・安心なまちづくりのための地域住民との協働の拠点としての性質を持つものであることから、再編整備を行う際には、協働の拠点としてのハード・ソフトの充実強化にも配慮します。

その他、少年の規範意識の醸成等に大きな成果を上げている高校生による「MSリーダーズ活動」に対する継続的な支援を実施するなど地域住民による防犯活動等への支援強化を図ります。

第6 再編整備による効果

1 治安基盤の強化

警察署の再編整備により、重複する管理・デスク部門等の合理化を図り、捻出した警察官を犯罪情勢の厳しい警察署の交番勤務員、生活安全・刑事・交通等を担当する捜査員として重点的に再配置し、現場において活動する警察官を増強することにより、警察力を強化することができます。

2 小規模警察署の規模拡大による充実強化

小規模警察署を統合して警察署の規模を拡大することにより、捜査体制、夜間体制やパトロール体制が強化され、その弾力的かつ効果的な運用により、夜間・休日等における初動捜査体制も強化することができます。

3 「空き交番」の解消、パトロール活動の強化

警察署、交番・駐在所の再編整備により捻出した警察官を、警察事象の増大により体制強化の必要な交番に増員配置することにより、空き交番の解消、パトロール活動の強化を図ることができます。

また、警察署自体の機能強化により、交番勤務員の護送用務等の交番用務以外の業務への転用を抑制することが可能となり、空き交番の解消、パトロール活動の強化につながる効果があります。

4 地域住民や市町村との連携の強化と協働の充実

市町村合併の動向によっては、行政区域と警察署の管轄区域との不一致などにより、住民の利便性、業務の効率性等に支障が生じる可能性があります。今般の再編整備により、できる限り管轄区域等を見直し、行政区域との整合性を図ることで、地域住民、市町村、警察署、交番・駐在所との連携を強化することができ、地域住民等との協働によるより充実した犯罪防止対策や交通安全対策等が可能となります。

第7 再編整備の具体的構想

前記の「再編整備の基本的な考え方」に基づいて、次のとおりの再編整備を平成17年度から進めることとします。

1 警察署の再編整備

(1) 警察署の統合

警察官配置人員が40人未満の小規模警察署は、都市部警察署と比較して業務負担も低いことから、隣接警察署との統合により警察署の機能強化を図ります。

なお、警察署の名称については、警察法及び同施行令により管轄する主要な市町村の名称を用いることとされている（別添「警察署設置等に関する根拠規定」参照）ことから、これに基づいた警察署の名称とします。

ア 金山警察署と萩原警察署を統合（平成17年4月1日）

金山警察署と萩原警察署を統合し、現在の萩原警察署庁舎に、新たに下呂市全域を管轄とする「下呂警察署」を設置します。

なお、地域における安全・安心の確保と地域住民の利便性を図るため、現在の金山警察署庁舎に、警部を交番所長とする「金山警部交番」を新設

します。

イ 神岡警察署と古川警察署を統合（平成17年4月1日）

神岡警察署と古川警察署を統合し、現在の古川警察署庁舎に、新たに飛騨市全域を管轄とする「飛騨警察署」を設置します。

なお、地域における安全・安心の確保と地域住民の利便性を図るため、現在の神岡警察署庁舎に、警部を交番所長とする「神岡警部交番」を新設します。また、同庁舎に「岐阜県警察山岳警備指導センター」を併設し山岳警備隊員を配置するなど山岳警備活動の機能を維持します。

ウ 岩村警察署と恵那警察署を統合（平成18年4月1日）

岩村警察署と恵那警察署を統合し、現在の恵那警察署庁舎に、新たに新「恵那市」全域を管轄とする「恵那警察署」を設置します。

なお、地域における安全・安心の確保と地域住民の利便性を図るため、現在の岩村警察署庁舎に、警部を交番所長とする「岩村警部交番」を新設します。

エ 養老警察署と隣接警察署との統合を検討

小規模警察署の基準に合致する養老警察署については、今後の地域における治安情勢、警察官一人当たりの業務負担状況等を勘案し、警察力強化の観点から隣接警察署との統合を検討します。

オ その他警察署の再編整備の検討

上記以外の警察署についても、今後の犯罪情勢、交通環境、人口動態その他の社会情勢の変化等を勘案し、再編整備の必要性を検討することとします。

【新たに設置する警部交番の体制と機能等】

上記新設の金山、神岡及び岩村警部交番の体制、機能等については、次のとおりとし、地域における安全・安心と地域住民の利便性の確保に努めます。

■ 体制

警部以下7人の警察官と事務職員1人及び交番相談員1人の合計9人の職員を配置します。

なお、神岡警部交番に併設する「岐阜県警察山岳警備指導センター」には、山岳警備隊員4人を配置します。

■ 機能

○ パトロール活動の強化と警察安全相談の充実

交番相談員やパトカー等を配置することにより、警察官によるパトロール活動等の街頭活動を強化し、犯罪の予防及び事件事故等の発生時における初動措置に当たるとともに、警察安全相談業務の充実に努めます。

○ 交通事故事件への対応

交通事故処理車を配備し、迅速な交通事故事件捜査の推進に努めます。

○ 許認可等事務の取扱い

取り扱う事務については、次のとおり。

- ・自動車運転免許証記載事項変更届出
- ・駐車禁止除外指定車標章記載事項変更届出(身体障害者・紫外線要保護者に限る。)
- ・制限外積載許可申請
- ・設備外積載許可申請
- ・自動車保管場所証明申請
- ・自動車保管場所標章交付申請
- ・自動車保管場所届出(変更)
- ・自動車保管場所標章再交付申請
- ・通行許可申請
- ・駐車許可申請
- ・道路使用許可申請(祭礼等恒例的かつ簡易なものに限る。)
- ・原付自転車免許取得に伴う事前講習申し込み
- ・自動車運転免許証の返納
- ・運転経歴証明書申請
- ・高齢者に係る更新後の自動車運転免許証後日交付(金山警部交番のみ)

■ 地域住民等との協働の拠点として活用

地域住民、防犯ボランティア団体の自主的活動を支援する協働の拠点として活用します。

(2) 警察署管轄区域の見直し

市町村合併に伴い、行政区域との整合を図るため、警察署の管轄区域の見直しを行います。

平成17年4月1日付けで管轄区域の見直しを行う警察署は、次のとおりです。

ア 各務原警察署・羽島警察署

現在羽島警察署の管轄である旧川島町を各務原警察署の管轄に変更します。

イ 中津川警察署・恵那警察署

現在恵那警察署の管轄である蛭川村を中津川警察署の管轄に変更します。

ウ 高山警察署・古川警察署

現在古川警察署の管轄である国府町を高山警察署の管轄に変更します。

エ 高山警察署・神岡警察署

現在神岡警察署の管轄である上宝村を高山警察署の管轄に変更します。

2 交番・駐在所の再編整備

県下には、交番が111か所、署所在地交番が20か所、駐在所が126か所設置されており、その再編整備については、これまでも主として老朽化した施設の建て替え時期に合わせ、その管轄区域における治安情勢の推移、地域社会の変化、地域住民からの要望、業務負担の状況等、地域の実情を総合的に判断し、地域全体の治安体制を考慮しながら、交番・駐在所の適正配置を検討してきました。

今後も引き続き、警察署の再編整備に併せて、行政区域、学区単位を考慮しながら警察事象に応じた効果的な配置の見直しを行い交番・駐在所機能の強化を図ります。

当面は、「空き交番」の解消を重点に、交番勤務員・交番相談員の増強配置、駐在所の再評価による交番から駐在所への切り替え、交番の統合による交番勤務員の再配置などにより、平成19年度までの3か年で、「空き交番」の解消に努めます。

また、駐在所の再評価については、地域の実情に応じてその設置を検討していくこととしていますが、現在、実質的に駐在所であるにもかかわらず交番の名称を使用しているものが多く存在していることから、地域にとけ込み地域の安全を守るという駐在所本来の機能を再評価し、交番から駐在所へ

の名称変更を実施していきます。

これにより、平成19年度までに、交番は86か所、署所在地交番は12か所、駐在所は143か所となります。

【平成19年度までの交番・駐在所の再編整備】

■ 交 番 111か所 → 86か所（-25か所）

（内訳）

・ 駐在所に名称変更	- 22か所
・ 再編による新設	+ 4か所
・ 再編による統合	- 7か所

■ 署所在地交番 20か所 → 12か所（-8か所）

（内訳）

・ 再編による新設交番への移行	- 4か所
・ 再編による隣接交番との統合	- 4か所

■ 駐在所 126か所 → 143か所（+17か所）

（内訳）

・ 交番からの名称変更	+ 22か所
・ 再編による統合	- 5か所

別添

【警察署設置等に関する根拠規定】

○ 警察法（抄）

（警察署等）

第53条 都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

（2～3略）

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い条例で定める。

5 警察署の下部機構として、交番その他の派出所又は駐在所を置くことができる。

○ 警察法施行令（抄）

（警察署の名称等の基準）

第5条 法第53条第4項に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域の基準は、次のとおりとする。

1 警察署の名称は、都にあっては警視庁、府県にあっては当該府県、・・・（略）の呼称を冠し、その下に管轄区域内の主要な一の市区町村の名称を冠すること。（以下略）

2 警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参しゃくして決定すること。

3 警察署の管轄区域は、警察の任務を能率的に遂行することができるように、人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参しゃくして決定すること。

「警察力強化のための警察署等再編整備構想」の概要



1 再編整備の背景

～危険水域にある犯罪情勢～
《発生に検挙が追いつかない》

① 治安情勢の悪化

- 事件事故等の急増
平成6年（10年前）との比較
- ・ 刑法犯認知件数 約2.0倍
- ・ 交通事故発生件数 約1.3倍
- ・ 110番通報受理件数 約2.4倍
- ・ 被留置者延べ人員 約2.2倍
- ・ 来日外国人犯罪検挙人員 約3.9倍

○ 犯罪の質的变化

- ・ 複雑化、広域・スピード化
- ・ 組織化、国際化

② 新たな治安課題の出現

- ・ 組織犯罪対策
- ・ サイバー犯罪対策
- ・ ストーカー・DV・児童虐待等
- ・ 警察安全相談への対応等

2 県警察の対応

① 警察官の増員

- ・ 平成13年度以降315人の増員
- ・ 警察官一人当たりの人口負担654人（全国11位）
- （全国平均528人との格差は依然大）

② 業務の見直し、合理化

- ・ 管理・デスク部門から実働部門へシフト
- ・ 警察本部から警察署へのシフト
- ・ 交番相談員等非常勤専門職の増強
- ・ 業務のアウトソーシング

③ 今後の取組み

- ・ 限られた人員の効果的な配置・運用
- ・ 更なる合理化等の推進

25警察署、昭和29年以来、50年間警察署数、管轄区域に変更なし

3 再編整備の必要性

① 警察署

- ・ 都市部警察署での業務負担の増大
- ・ 小規模警察署の脆弱性
- ・ 市町村合併に伴う管轄区域等の見直し

② 交番・駐在所

- ・ パトロール強化と「空き交番」の解消
- ・ 交番・駐在所間の業務負担の格差
- ・ 学区区とのねじれ

4 時代の流れ

- 幹線道路の整備
- 通信指令機器の高度化
- パトカー等車両の充実
- 警察へのアクセス手段の変化
- ・ 自動車保有台数の増加
- ・ 携帯電話等通信手段の普及

5 再編整備の基本的な考え方

「日本一安全で安心して暮らせる岐阜県」の実現

基本的方向

① 警察力を強化するための警察署の再編整備

- ・ 犯罪多発地域警察署の機能強化
- ・ 小規模警察署の統合により効果的に機能する体制の確保（小規模警察署＝警察官40人未満）
- ・ 行政区域と警察署の管轄区域の整合
- ・ 上記のほか、犯罪情勢、交通環境、人口動態その他の社会情勢の変化等を勘案

② 地域住民の安全・安心の確保に向けた交番・駐在所の再編整備

- ・ 警察事象に応じた再編整備
- ・ 「空き交番」の解消
- ・ 駐在所の再評価

再編整備による効果

- 治安基盤の強化
- 小規模警察署の規模拡大による充実強化
- 空き交番の解消、パトロール活動の強化
- 地域住民や市町村との連携強化・協働充実

6 具体的構想(平成17年度から実施)

【警察署の再編整備】

■ 警察署の統合

- 金山警察署と萩原警察署を統合（平成17年4月1日）
※ 下呂警察署設置（下呂市全域を管轄） ・ 金山警部交番新設
- 神岡警察署と古川警察署を統合（平成17年4月1日）
※ 飛騨警察署設置（飛騨市全域を管轄） ・ 神岡警部交番新設
- 岩村警察署と恵那警察署を統合（平成18年4月1日）
※ 恵那警察署設置（新「恵那市」全域を管轄） ・ 岩村警部交番新設

○ 養老警察署と隣接警察署との統合を検討

○ 上記以外の警察署についても、今後の犯罪情勢、交通環境、人口動態その他の社会情勢の変化等を勘案して、再編整備の必要性を検討

■ 警察署管轄区域の見直し（平成17年4月1日）

- 旧川島町 → 羽島警察署管轄から各務原警察署管轄に変更
- 蛭川村 → 恵那警察署管轄から中津川警察署管轄に変更
- 国府町 → 古川警察署管轄から高山警察署管轄に変更
- 上宝村 → 神岡警察署管轄から高山警察署管轄に変更

【新たに設置する警部交番の体制と機能等】

■ 体制

警部以下7人の警察官と事務職員1人及び交番相談員1人の合計9人を配置


- ・ 神岡警部交番には、岐阜県警察山岳警備指導センターを併設し、山岳警備隊員4人を配置

■ 機能

- パトロール活動の強化と警察安全相談の充実
- 交通事故事件への対応
- 許認可等事務の取扱い（主な許認可事務）
- ・ 自動車保管場所証明関係
- ・ 自動車運転免許証記載事項変更届出
- ・ 駐車禁止除外指定車標章記載事項変更届出（身体障害者・紫外線要保護者に限る。）
- ・ 道路使用許可申請（祭礼等恒例的かつ簡易なものに限る。）

■ 地域住民等との協働の拠点として活用

地域住民、防犯ボランティア団体の自主的活動を支援



【交番・駐在所の再編整備】

■ 「空き交番」の対策

- ・ 平成19年までに解消

■ 駐在所の再評価

○ 交 番 111 → 86(-25)	
・ 駐在所に名称変更	-22
・ 再編による新設	+4
・ 再編による統合	-7
○ 署所在地交番 20 → 12(-8)	
・ 再編による新設交番への移行	-4
・ 再編による隣接交番との統合	-4
○ 駐 在 所 126 → 143(+17)	
・ 交番からの名称変更	+22
・ 再編による統合	-5

(注) 数字は、設置箇所数を示す。